ニ　ロの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年六箇月を経過した日までの間（ホにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ホ　ロの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ヘ　当該事業所の労働者の離職状況及びロの雇入れに係る第二号対象者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

三　次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じて、それぞれイからニまでに定める額

イ　最初の第一号ロの雇入れを行つた場合（2）にあつては中小企業事業主に限る。）　次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める額

(1)　当該雇入れの日から起算して十二箇月が経過した場合　三十五万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）

(2)　当該雇入れの日から起算して二十四箇月が経過した場合又は三十六箇月が経過した場合　十万円

ロ　二回目の第一号ロの雇入れを行つた場合（中小企業事業主に限る。）　次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める額

(1)　当該雇入れの日から起算して十二箇月が経過した場合　十五万円

(2)　当該雇入れの日から起算して二十四箇月が経過した場合又は三十六箇月が経過した場合　十万円

ハ　最初の前号ロの雇入れを行つた場合（2）にあつては中小企業事業主に限る。）　次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める額

(1)　当該雇入れの日から起算して十二箇月が経過した場合　四十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）

(2)　当該雇入れの日から起算して二十四箇月が経過した場合又は三十六箇月が経過した場合　十万円

ニ　二回目の前号ロの雇入れを行つた場合（中小企業事業主に限る。）　次に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ次に定める額

(1)　当該雇入れの日から起算して十二箇月が経過した場合　二十万円

(2)　当該雇入れの日から起算して二十四箇月が経過した場合又は三十六箇月が経過した場合　十万円

3　前項第一号ロ又は第二号ロの雇入れを行う事業主が、青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主である場合における同項第三号の規定の適用については、同号イ(1)中「三十五万円（中小企業事業主にあつては、五十万円）」とあるのは「四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」と、同号ロ(1)中「十五万円」とあるのは「二十五万円」と、同号ハ(1)中「四十万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）」とあるのは「五十万円（中小企業事業主にあつては、七十万円）」と、同号ニ(1)中「二十五万円」とあるのは「三十五万円」とする。

4　第二項の規定にかかわらず、三年以内既卒者等採用定着奨励金は、国等に対しては、支給しないものとする。

5　第二項の規定にかかわらず、三年以内既卒者等採用定着奨励金は、労働保険料の納付の状況が著しく不適切である、又は過去三年以内に偽りその他の不正の行為により、雇用調整助成金その他の法第四章の規定により支給される給付金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主に対しては、支給しないものとする。

附則第十七条の三の表第一項第二号イの項中

四十万円	
五十万円	

を

四十五万円	
六十万円	

に、「に限る。）を講じた場合　対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、三十万円）」を「に限る。）を講じた場合　対象者一人につき二十二万五千円（中小企業事業主にあつては、三十万円」に、「二十五万円」を「七十五万円」に、「八十万円」を「九十万円」に、「五十五万円」を「五十二万五千円」に改め、同条の表第一項第二号ロの項を次のように改める。

第一項第二号ロ	前号ハ(1)(ii)の措置を講じた事業主　対象者一人につき三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円）（一の事業所につき、一の年度における当該措置及び前号ハ(4)の措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。）
	前号ハ(1)(ii)の措置を講じた事業主　次の(1)から(6)までに定める額（一の事業所につき、一の年度における当該措置及び前号ハ(4)の措置の対象となる労働者の数が十人を超える場合は、当該事業所につき十人までの支給に限る。） (1)　前号ハ(1)(ii)(イ)の措置を講じた事業主　対象者一人につき三十万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、四十万円） (2)　前号ハ(1)(ii)(ロ)の措置を講じた事業主　対象者一人につき七万五千円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、十万円） (3)　前号ハ(1)(ii)(ハ)の措置を講じた事業主　対象者一人につき四十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、五十五万円） (4)　前号ハ(1)(ii)(ニ)の措置を講じた事業主　対象者一人につき二十二万五千円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十五万円） (5)　前号ハ(1)(ii)(ホ)の措置を講じた事業主　対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円） (6)　前号ハ(1)(ii)(ヘ)の措置を講じた事業主　対象者一人につき十五万円（常時雇用する労働者の数が三百人を超えない事業主にあつては、二十万円）

附則第十七条の三の表第二項の項を次のように改める。

第二項	同項第二号イ又はロ	対象者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、四十万円）	母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）、その他の労働者一人につき三十万円（中小企業事業主にあつては、母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は同条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき五十万円、その他の労働者一人につき四十万円）
	附則第十七条の三の規定により読み替えて適用される同項第二号イ又はロ	対象者一人につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）	母子家庭の母等若しくは父子家庭の父である労働者又は青少年雇用促進法第十二条の認定を受けた事業主が転換し、若しくは雇い入れた三十五歳未満の者一人につき四十五万円（中小企業事業主にあつては、六十万円）、その他の労働者一人につき四十万円、その他の労働者一人につき六十万円）